

岩手県に法人県民税・事業税、特別法人事業税の申告を行う法人の方へ

**令和6年11月申告分から
「岩手県内に有する事務所又は事業所の所在市町村
及び還付先金融機関の調査票（岩手県独自様式）」
の提出が不要になります。**

岩手県では、申告書と同時に「岩手県内に有する事務所又は事業所の所在市町村及び還付先金融機関の調査票（岩手県独自様式・裏面参照）」を提出いただいておりますが、申告手続きの簡素化のため、当該調査票を廃止しました。

今後は、事務所又は事業所の所在市町村や還付先金融機関の正確な把握のため、次の1、2についてご協力をお願いします。

1 県内の支店等に移転・廃止、または新たに設置したとき

県内の支店等（事務所又は事業所）を移転・廃止したとき、または県内に新たに支店等を設置したときは、「法人の異動（変更）届出書」を提出してください。

「法人の異動（変更）届出書」様式は、岩手県ホームページからダウンロードできます。

⇒ <https://www.pref.iwate.jp/kensei/zei/youshiki/1056567/1056574/1058922.html>

※ e L T A Xから「異動届」（e L T A X標準様式）により電子申請いただくことも可能です。

2 還付額が生じたとき

還付額が生じた場合は、還付希望口座を申告書の「還付を受けようとする金融機関及び支払い方法」欄に記載してください。

3 申告書用紙の送付希望について

次回から、紙の申告書用紙の送付が不要、または必要となる場合は、下記の申告書提出先の広域振興局へご連絡ください。

広域振興局	電話番号
盛岡広域振興局県税部	019-629-6543
県南広域振興局県税部（奥州）	0197-22-2822
花巻県税センター	0198-22-4914
一関県税センター	0191-34-4661
沿岸広域振興局県税室（釜石）	0193-25-2715
宮古地域振興センター県税室	0193-64-2212
大船渡地域振興センター県税室	0192-27-9917
県北広域振興局県税室（久慈）	0194-66-9678
二戸地域振興センター県税室	0195-23-9216

岩手県

(裏面)

岩手県内に有する事務所又は事業所の所在市町村及び還付先金融機関の調査票

※	1	2	3	4	10				11	24						
	帳票区分	入力区分	登録番号	事業年度												
				始期				終期								
HB				令和				令和								
				年 月 日				年 月 日								
所在地								法人名								

◎この調査票は、前事業年度と内容に変更がない場合は提出を省略することができます。
なお、設立後初年度、転入設置後初年度又は前事業年度から変更がある場合は、必ず申告書と同時に提出願います。

○所在市町村について 前事業年度との変更の有無を○印でご記入願います 変更あり 変更なし

御社の事務所又は事業所の所在する市町村名の番号欄の上に○印をご記入願います。
なお、事業年度中途において新設又は廃止された事務所又は事業所についても、○印をご記入願います。

○印																		
番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
市町村名	盛岡市	宮古市	大船渡市	奥州市	花巻市	北上市	久慈市	遠野市	一関市	陸前高田市	釜石市	二戸市	雫石町	葛巻町	岩手町	八幡平市	滝沢市	紫波町

○印																		
番号	19	20	21	22	24	25	26	27	28	29	31	32	33	34	35			
市町村名	矢野町	西和賀町	金沢町	平泉町	住田町	大田町	山田町	岩泉町	田野畑村	普代村	軽井沢町	洋野町	野村	九戸町	一戸町			

※令和6年11月申告分から

当該様式を廃止しました。

○還付先金融機関について 前事業年度との変更の有無を○印でご記入願います 変更あり 変更なし

還付金が生じた場合には、口座振替でお返しするよう処理しております。
御社からお届けされている銀行口座は次のとおりですが、印字されている銀行口座から変更されている場合には、変更箇所を＝線で取消しの上、その上部には現在の銀行口座をご記入願います。
なお、銀行口座をお届けいただけていない場合は、同調査票は空欄となっておりますので、下記にご記入願います。
申告書の還付請求欄に銀行口座を記載された場合でも、上記に該当する場合には必ずご記入いただきますようお願いいたします。

銀行名		本・支店名		普通・当座		口座番号	
※入力欄							

○申告書の送付希望について前事業年度との変更の有無を○印でご記入願います 変更あり 変更なし

地方税電子申告システム(eLTAX)を利用して申告書が提出されている場合には、環境負荷の軽減等の観点から、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分より、申告書用紙の送付を省略し、納付書のみ送付させていただいております。
紙による申告書の出力送付について、現在の出力状況については次のとおりですが、変更を希望される場合には、変更箇所を＝線で取消しの上、該当欄に○印をご記入願います。

申告書出力要否

必要	<input type="checkbox"/>	不要	<input type="checkbox"/>
----	--------------------------	----	--------------------------

注：電子申告義務のある法人は本欄は使用しません

備考 1. ※欄は記入不要です。
2. eLTAXを利用して提出される場合は、お送りした調査票をスキャナ等により取り込んだ画像ファイル又はPDFファイル、若しくは県税ホームページ(けんぜいねっと)よりダウンロードしたExcelファイルを、eLTAX送信データに添付して提出願います。